

小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

【消費増税に伴う新単位数】

		<現行>		<改定後>	
同一建物に居住する者 以外	要介護1	10,320 単位	⇒	10,364 単位	+44
	要介護2	15,167 単位		15,232 単位	+65
	要介護3	22,062 単位		22,157 単位	+95
	要介護4	24,350 単位		24,454 単位	+104
	要介護5	26,849 単位		26,964 単位	+115
同一建物に居住する者	要介護1	9,298 単位		9,338 単位	+40
	要介護2	13,665 単位		13,724 単位	+59
	要介護3	19,878 単位		19,963 単位	+85
	要介護4	21,939 単位		22,033 単位	+94
	要介護5	24,191 単位		24,295 単位	+104
短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1	565 単位		567 単位	+2
	要介護2	632 単位		634 単位	+2
	要介護3	700 単位		703 単位	+3
	要介護4	767 単位		770 単位	+3
	要介護5	832 単位		835 単位	+3

介護職員等特定処遇改善加算（新設） 支給限度額管理の対象外

【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本単位数合計の1.5%に相当する単位数  
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本単位数合計の1.2%に相当する単位数

【算定要件】

- (1) 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
  - (一) 経験及び技能のある職員と認められる者のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。  
ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
  - (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
  - (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。  
ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
  - (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。他、